





## 名寄市自治基本条例を 知っていますか?



本市のまちづくりを進めるための基本ルールとして平成22年4月に施行された「名寄市自治基本条例」は、第35条に基づき令和6年3月から見直し検討が行われてきました。アンケートの実施や検討委員会を重ね、令和6年9月に見直し検討のすべてを終えました。



## 9月13日(金)開催 名寄市自治基本条例庁内検討会議

市では副市長、教育長、部長職で構成する「名寄市自治基本条例庁内検討会議」を開催し、名寄市自治基本 条例検討委員会での検討経過や意見書の内容を考慮したうえで、条例改正の必要性や市の取り組みについて検 討を行いました。

## ◆意見書の内容

条例の <u>見直しに</u>ついて

- ・市民意識や社会状況の変化に対して改正の必要はない
- ・条例の条文は、まちづくりを進めるための基本的ルールとして適切に 表現されており、不備は見当たらない

市の取り組みについて

①市民周知 ②市民参加 ③共生社会の推進 ④学習機会の整備

## ◆庁内検討会議の検討結果

条例の 見直しについて

意見書の内容を踏まえ、条例の見直し(改正)の必要はないと判断

市の取り組みについて

現在行っている市の取り組みに加え、意見書の内容を考慮し今後も取り 組みを推進する

今後も、本市のまちづくりを進めるための基本ルールである「名寄市自治基本条例」に基づき、市民・議会・市が協働しながら「市民が主体のまちづくり」進めていきましょう。

問い合わせ 総合政策部地域課題担当(名寄庁舎3階) ←01654③2111(内線3311)